

## 鳥取県県産日本酒緊急支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県県産日本酒緊急支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、米価の高騰が著しい環境下において、鳥取県酒造組合及び県内日本酒製造事業者の行う生産性向上、ブランディング、販売プロモーション等の酒蔵の取組を緊急的に支援することを通じ、県内日本酒製造の振興を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う鳥取県酒造組合（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額の範囲内において、知事が別に定める額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めることとし、県内事業者が施行を行ったものに限るものとする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

### (財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械・装置及び器具・工具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 補助事業者は、規則第25条第2項の承認を受けようとするときは、様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。

4 規則第25条第2項の承認を受けて財産の処分をしたことにより補助事業者収入があるときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

5 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

### (消費税及び地方消費税の取扱)

第9条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月9日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 細事業	3 対象経費
県産日本酒緊急支援事業	生産性向上事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上や品質向上に繋がる機械導入や更新に係る助成に要する経費</li> <li>・機能向上に繋がる設備等の改修に係る助成に要する経費</li> <li>・2細事業に掲げる事業の実施に係る使用料、手数料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等事務管理に要する経費</li> </ul>
	ブランディングに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強力米等特徴のある県産酒造好適米（酒米）を活用した付加価値の高い日本酒等の開発に係る助成に要する経費</li> <li>・認知度・ブランド向上に資する製品の改良に係る助成に要する経費</li> <li>・2細事業に掲げる事業の実施に係る使用料、手数料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等事務管理に要する経費</li> </ul>
	プロモーションに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会・試飲会・体験会等の開催又は出展に必要な経費</li> <li>・展示会・試飲会・体験会等の開催又は出展に係る助成に要する経費</li> <li>・プロモーションに係るコンテンツや資材の制作に必要な経費</li> <li>・プロモーションに係るコンテンツや資材の制作に係る助成に要する経費</li> <li>・サンプル品の輸送に必要な経費</li> <li>・サンプル品の輸送に係る助成に要する経費</li> <li>・2細事業に掲げる事業の実施に係る使用料、手数料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等事務管理に要する経費</li> </ul>

年度県産日本酒緊急支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業内容

（注）必要に応じて、事業計画明細、説明資料を添付すること。

3 他の補助金の活用

（1）活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

（2）活用補助金の概要

※活用がある場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

4 収支予算（決算）

（1）収入

（単位：円）

科目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備考
合計				

（注）内訳を具体的に記載すること

（2）支出

（単位：円）

科目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備考
合計				

（注）必要に応じて支払明細書を添付すること

5 県内事業者への発注が困難である場合の理由

担当者連絡先

氏名	
電話・FAX	
e-mail	

鳥取県酒造組合  
会長 氏名 様

鳥取県知事 氏名  
(公印省略)

年度鳥取県県産日本酒緊急支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県県産日本酒緊急支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、.....とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費並びに間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、.....とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の実績額を控除した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業及び間接補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県県産日本酒緊急支援事業交付要綱（令和7年10月9日付第202500166995号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 氏名 様

所在地  
団体名  
代表者名

取得財産処分承認申請書

年度鳥取県県産日本酒緊急支援事業補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、下記のとおり処分したいので、承認をお願いします。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由